平成２７年（フ）第１７７号
高知県香美市土佐山田町596番地２
債務者　大石　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７８号
高知県香美市土佐山田町596番地２
債務者　大石　節子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４８６号
大阪市大正区千島２丁目４番１―205号
債務者　撫養　敏雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００５号
大阪府八尾市高砂町４丁目19番地の１　ジャンピュール１号棟402号
債務者　吉永　真衣
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目14番９―207号
債務者　藤井貴美子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７０号
東京都八王子市別所１丁目29番地１―507
債務者　川上由美子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１３号
愛知県蒲郡市金平町東橋51番地
債務者　伊藤　弓美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５３号
愛知県豊橋市東脇１丁目16番地８（203）、従前の住所愛知県豊橋市多米東町３丁目17番地の11
債務者　井本　本世
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１５５号
愛知県豊川市三蔵子町大道14番地の１　ファミールひまわりＡ棟105号
債務者　白川　五月
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１７３号
北海道旭川市神楽４条12丁目７番11号　ハイツカグラ101
債務者　福井　俊己
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９８号
東京都武蔵村山市残堀１丁目73番地の１プリマベーラ壱番館102号
債務者　阿部　國昭
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６４６号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東51棟203号
債務者　佐々木経雄
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９９号
東京都八王子市上柚木３丁目16番地４―112
債務者　君塚　洋子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３８５号
横浜市戸塚区矢部町563番地９
債務者　松原　拓也
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８９号
横浜市緑区霧が丘３丁目24番地　霧が丘グリーンタウン２棟302号
債務者　井上苗穂子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部